

第十四条第二項中、「第百二十条の六第一項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）を削り、第百七十四条第二項から第四項まで」を「第百七十四条第一項から第三項まで」に、「同法第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改める。

第十六条第二項中、「第百二十条の六第一項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）を削り、第百七十四条第二項から第四項まで」を「第百七十四条第一項から第三項まで」に改める。

第二十七条の三第一項第三号中、「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第一項」に改める。

第三十八条の十二第二項及び第三項中、「第十二条の二第一項第四号」の下に、「及び第十三条の三第一項第四号」を加える。

第四十条中、「第四十七条第一項」の下に、「第四十七条の二、第四十七条の三」を加える。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第四十六条第一項中、「特許法第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」に、「様式第六十一の五」を「様式第六十一の二」に改める。

第四十七条第一項中、「第百三十四条第一項」の下に、「又は第二項」を加え、同条第二項中、「第百三十四条第二項」を「第百三十四条の二第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 特許法第百三十四条の二第三項、第百五十条第五項又は第百五十三条第二項の規定による意見の申立てを審理する場合に、様式第六十三の三により作成しなければならない。

4 特許法第百六十五条の意見書は、様式第六十三の三により作成しなければならない。

第四十七条の次に次の五条を加える。

（その他の答弁書の提出等）

第四十七条の二 審判長は、必要があると認めるときは、被請求人に対し、相当の期間を示して答弁書の提出を求めることができる。

2 前項の答弁書は、様式第六十三により作成しなければならない。

（弁駁書の提出等）

第四十七条の三 審判長は、必要があると認めるときは、請求人に対し、相当の期間を示して弁駁書の提出を求めることができる。

2 前項の弁駁書は、様式第六十三の四により作成しなければならない。

（被請求人の同意の確認）

第四十七条の四 審判長は、特許法第百三十一条の二第二項第二号の同意を確認するときは、同項の補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を示して、同意回答書の提出を求めなければならない。ただし、口頭審理において同意の確認をする場合は、被請求人に対し口頭による回答を求めることができる。

2 前項の同意回答書は、様式第六十三の五により作成しなければならない。

（請求の理由の補正の許可の決定の方式等）

第四十七条の五 特許法第百三十一条の二第二項の決定（以下「補正許可の決定」という。）は、文書をもって行わなければならない。ただし、口頭審理においては、口頭をもってすることができ

2 補正許可の決定を文書をもってした審判長は、当該決定書に記名押印しなければならない。ただし、補正許可の決定を口頭をもってしたときは、この限りでない。

3 特許庁長官は、補正許可の決定があつたときは、その決定の謄本を当事者及び参加人へ送付しなければならない。ただし、補正許可の決定を口頭をもってしたときは、この限りでない。

（取消判決があつた場合の訂正請求の申立て）

第四十七条の六 特許法第百三十四条の三第一項に規定する申立ては、様式第六十三の六により行われなければならない。

第四十八条の三第二項中、「特許法第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」と、「同法」を「特許法」に改める。

第五十条第五項、第五十条の二及び第五十条の三中、「特許法第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改める。

第五十条の四中、「特許法第百二十三条第一項、第百二十五条の二第一項又は第百二十六条第一項の審判」を「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」に改める。

第五十条の十四中、「特許法第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項の審判」を「特許無効審判又は延長登録無効審判」に改める。

第五十条の十五第一項中、「特許法第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改め、同条第二項中、「第二十五条及び第四十五条の三第一項」を「及び第二十五条」に、「特許法第百一十六条第一項の審判又は同法第百三十四条第二項」を「訂正審判又は特許法第百三十四条の二第一項」に改める。

第五十条の十六中、「並びに第四十五条の三及び第四十五条の四」を削る。

第五十一条第二項中、「特許法第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（口頭審理における審判）

第五十二条の二 審判長は、口頭審理において、事件関係を明らかにするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者又は参加人に対して問いを發し、又は立証を促すことができる。

2 陪席審判官は、審判長に告げて、前項に規定する処置をすることができる。

第五十七条の三第二項、第五十八条第二項、第五十八條の二第一項及び第三項、第五十八條の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中、「特許法第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改める。

様式第三の備考5中、「特許異議」を削り、同様式の備考6中、「特許異議に係属中のものについては「異議○○○○○○○○○○」のよう

に特許異議の略号を、併記する。

様式第十四の備考2中、「特許異議申立書」及び「訂正請求書」に「及び」を挿入し、同様式の備考4中、「代理人又は特許異議申立人」を「又は代理人」に改める。

様式第十五の備考2及び様式十五の五の備考1中、「特許異議申立書」及び「訂正請求書」に「及び」を挿入する。

様式第十七の備考1中、「第126条第1項の審判」を「訂正審判」に改める。

様式第二十中、「様式第20（第13条の2関係）」を「様式第20（第13条の2、第13条の3関係）」に改め、同様式の備考5中、「様式第4の備考2」を削り、「回欄者を同様式の備考1及び2」を「同様式中備考5を備考1及び2」に改め、同様式の備考4中、「の1」を「又はその特許が第13条の3第1項各号のいずれかに」に改め、「回欄者を同様式の備考5及び2」を「同様式の備考3中、第13条の2第4項、第13条の3第3項において準用する場合を含む。」を加え、同欄者を同様式の備考4及び2に改め、同欄中備考2を備考1及び2に改め、同欄中備考1を備考2及び3に改め、同欄中備考2及び3を備考1及び2に改める。

1 【事件の表示】の欄は、次の要領で記載する。

イ 【出願番号】には、「特願○○○○○○○○○○」のよう

に特許出願の番号を記載する。

ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、「PCT/○○○○/○○○○」のよう

に国際出願番号を記載し、【国際出願番号】の欄の次に【出願の区分】の欄を設けて「特許」と記載する。

ハ 審判に係属中のものについては、「事件の表示】の欄の次に【審判番号】の欄を設けて、「不服○○○○○○○○○○」のよう

に当該審判の番号を記載し、かつ、「出願番号】には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「審判番号】を「審判請求日」とし、審判請求をした年月日を記載する。

ニ 第13条の3第1項の規定により提出するときは、「事件の表示】の欄を【特許番号】とし、特許の番号を記載する。